

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）に基づき
下記のとおり公示します。

2025 年 8 月 6 日
独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パキスタン国日本での就労機会を活用した産業人材育成に係る情報
収集・確認調査（QCBS－ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第 1 章 1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第 1 章 3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第 1 章 2. 及び 6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
(QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : パキスタン国日本での就労機会を活用した産業人材育成に係る
情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 25a00375

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 8 月 6 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国日本での就労機会を活用した産業人材育成に係る情報収集・確認調査（QCBSーランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年10月～2026年4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2026年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部南アジア第二課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 8 月 12 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 8 月 18 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 8 月 21 日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025 年 8 月 29 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2025 年 9 月 12 日 11 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

パキスタン人材の送り出しもしくは受入れを既に実施しているか、または今後予定している民間企業、団体（監理団体を含む。公益法人は除く）。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

1）提出期限：上記2. （3）参照

2）提出先：<https://forms.office.com/r/fJd4H4FFDb>

注1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）回答方法

上記2. （3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記2. （3）参照

（2）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

（2）評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

（URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

2）評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4）総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」）は世界第9位の労働力人口を擁しており、年間人口増加率2.4%を反映し、労働力の主体は若年層が占めており、2070年まで「人口ボーナス」が続くとされている。国内の失業率は6.3%、女性に至っては8.9%に達しており、雇用機会創出が重要課題となっている（ILO, 2023）。

また、パキスタンは長らく経済・財政状況が安定せず、海外就労者による送金は、輸出の増加と共に経済収支赤字の改善に貢献している。パキスタン政府が掲げる国家第13次5か年計画「URAAN PAKISTAN」（2024年～2029年）では、経済危機時の対応能力向上のため、外貨準備を確保する手段として、輸出と外国直接投資（FDI）に並び海外送金が挙げられている。このような背景のもと、同国では、海外就労を通じて雇用機会を拡大し、一定の海外送金を確保するため、様々な施策が講じられている。

現在、パキスタンからの海外就労者の送出は湾岸諸国の割合が高く、2023年には、約86万人のパキスタン人海外就労者のうち、約96%が湾岸諸国で就労している。しかし近年、湾岸諸国では、自国民雇用を優遇する政策の強化や、労働許可取得条件の厳格化が進んでおり、パキスタンから湾岸諸国への新規労働者渡航者数は減少傾向にある。このことから、湾岸諸国以外での海外就労ニーズが高まっている。

日本では、少子高齢化の進行により、2030年には労働者としての外国人材が419万人必要とされるのに対し、確保可能な人材は342万人にとどまり、約77万人のギャップが生じると試算されている（JICA, 2024）。現状、日本における外国人材数は年々増加傾向にあるが、特定のアジア諸国（ベトナム、フィリピン、インドネシアなど）からの人材に送出が偏っており、これらの国々では、他の先進諸国との人材獲得競争が激しくなっているほか、経済成長や人口構造の変化により、将来的には送出人数が減少する可能性もある。その一方で、上述の通り、パキスタンでは2070年まで「人口ボーナス」が続くとされており、同国の人材活用ニーズが高まる可能性がある。

日本とパキスタンは2019年にそれぞれ「特定技能制度」「技能実習制度」に関する協力覚書（MOC）を締結し、制度的な枠組は整備されつつあり、新たな海外就労の送出先国を模索しているパキスタンからの人材受入を拡大できる可能性がある。また、帰

国後、還流人材によるパキスタンの産業振興・産業開発促進を見据え、日本での就労機会を通じたスキルアップにより、両国の社会経済に貢献する人材還流モデルを構築することも期待される。一方、2024年6月末時点でパキスタンからの技能実習は123人、特定技能は8人に留まっており、本調査では、パキスタン人材受入の今後の支援方針の検討に向けて、現状の的確な把握と課題・ニーズの確認を行うものである。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、日本での就労機会を通じてパキスタン人材の能力向上が図られ、帰国後、パキスタンの産業振興・産業開発促進に寄与する持続可能で適正な人材還流モデルの構築が図られるよう、両国の人材受入・送出に係る制度的・社会的な条件を把握するとともに、双方のニーズと課題を明らかにし、JICAによる協力の方向性・アプローチを導き出すことを目的とする。

(2) 調査対象地域

日本全土、パキスタン全土（特に、イスラマバード首都圏、シンド州（カラチ）、パンジャブ州（ラホール））

※JICA 国別安全対策措置に従って調査を実施し、業務渡航禁止地域での調査及び活動は実施しない。

第3条 調査方針及び留意事項

(1) 調査方針

- ① 先行する JICA の外国人材関連事業を通じ、主要な送出国以外からの外国人材については受入企業や自治体とのマッチングが難しく、技能や日本語能力を有していても受入が進まない事例がある。かかる状況を踏まえ、本調査では、既に日本で就労しているパキスタン人材と、同人材を受け入れている企業・自治体・監理団体等を特定のうえ、これまでの実績をもとにパキスタン人材の日本での受入に関するニーズ（産業・職種・在留資格の特定等を想定）と課題（受入が限定的である要因を含む）を分析する。
- ② パキスタンは湾岸諸国をはじめ、これまで多数の海外就労者が第三国で就労しているため、新たな就労先として、日本の優位性、競争力を明確にする必要がある。現地調査では、まず日本への就労を志向する人材、及び日本向けの送出支援機関・団体等を特定して情報収集を行い、その後、パキスタン人材の日本への送出に関するニーズや課題（送出が限定的である要因を含む）について分析を行う。
- ③ 上述の2項を踏まえ、持続可能で適正な人材還流モデルの構築に向けた制度的・社会的な条件を明らかにする。またこの際、他国からの就労者と比較した場合のパキスタン人材の競争力（アピールポイント）及び就労先としての日本の競争力を明らかにする。

- ④ 調査対象には、特定技能制度及び技能実習（育成就労）制度に加え、ICT 人材や貿易業務人材の受入・活用も念頭に調査を行う。
- ⑤ 渡航前（募集・人材育成・人材送出）・滞在中（人材受入・送り出し国側のモニタリング）・帰国後（人材活用）のフローにおける全ての段階を対象に調査する。パキスタン人材の日本への送出体制及び日本での受入体制を確認する際には、パキスタン人材がスキル習得やキャリア形成に支障が生じているか、またその要因が何か等を把握し、現在のパキスタンから日本への人材送出・受入の「適正」についても確認する。
- ⑥ 本調査過程で得られた情報をもとに、JICA による協力の方向性やアプローチについて仮説を立て、支援対象（対象とする人材層（技能レベル、学歴等）、パキスタン国内で支援対象として優先する地域等を想定）を段階的に絞り込む。これにあたり、JICA 本部（南アジア部南アジア第二課、国内事業部外国人材受入支援室等）及び JICA パキスタン事務所と緊密に協議・検討を行う。

（２） 女性の日本での就労の可能性の検討

パキスタンでは、社会的背景から女性は男性に比べて能力向上や海外就労の機会にアクセスしにくい状況にある。しかし、ILO の調査によれば、女性の海外移住者も一定数存在していることが確認されているため、女性の海外移住者の現状を把握し、パキスタン人女性の日本での就労可能性について、社会的・文化的制約を踏まえつつ検討を行う。

（３） 海外就労、産業人材育成に係るパキスタンの関係機関・団体

海外就労に関連するパキスタンの関連機関は、以下のとおりである。パキスタンは連邦制であり、労働移民は連邦政府（MOP+HRDP）が所管しているが、2010 年に権限が委譲されて以来、労働管理や能力開発等は各州政府の管轄下にある。これらの所管省庁及び関係機関のうち主な機関を対象に情報収集等を行う。

- ① 在外パキスタン人・人材開発省（MOP+HRDP : Ministry of Overseas Pakistanis and Human Resource Development）（移住希望者や海外パキスタン人に関する主要な政策立案・調整を担う連邦政府の省庁）
- ② その他関連機関（移住者・海外雇用局（BEOE : Bureau of Emigration and Overseas Employment）、海外雇用公社（OEC : Overseas Employment Corporation）、在外パキスタン人財団（OPF : Overseas Pakistanis Foundation）等）
- ③ 各州政府下で労働管理、能力開発を担う省庁・機関（パンジャブ州職業訓練評議会（PVTC : Punjab Vocational Training Council）等）
- ④ 情報技術・通信省（MoITT : Ministry of Information Technology and Telecommunication）（ICT 産業の責任監督庁。JICA の技術協力「ICT 産業連携強化プロジェクト」（2024 年 1 月～）の全体の取りまとめの役割を担うカウンターパート）
- ⑤ パキスタン現地で日本へ送出支援等を行う日系団体・企業

（４） 関係調査の結果の活用による効率的な調査の実施

外国人受入の制度や JICA の協力の方向性については他国と共通する部分も多い。このことから、他国の事例や先行する JICA 及び日本政府の調査³や案件関連文書を活用し、机上調査を含めた効率的な調査を実施と効果的な政策提言や支援アプローチの導出に努める。

(5) 安全対策

現地業務に先立ち「JICA 安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画を JICA に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所、在パキスタン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また、調査団が現地渡航する際のクリアランス手続き等を確認の上、遅滞なく手続きする。

現地調査対象は外務省安全情報危険レベル 2 以下の地域に限り実施するとともに、調査実施にあたり現地事務所を設置する場合にはイスラマバード等の都市に置く。

(6) 調査を踏まえた中間報告の実施

調査期間の中間(12月)を目途に JICA への中間報告を行う(形式は要相談)。中間報告では、それまでの調査で得られた情報を取りまとめた上で共有する。また、それらから分かったニーズ及び JICA による協力の方向性やアプローチについて仮説立てを行い、残りの調査で焦点を当てるべき事項について提案の上、JICA 本部(南アジア部南アジア第二課、国内事業部外国人材受入支援室等)及び JICA パキスタン事務所と協議し決定する。

第4条 調査の内容

第3条を踏まえて、以下を行う。

(1) パキスタンから日本への海外就労者の送出国に関する現状と課題

① パキスタンの海外就労者の送出国に係る政策、制度、近年の動向(既存の統計データ含む)

ア) 海外就労者の送出国に係る政策、制度

イ) 海外就労者の送出国に係る近年の動向(送出国機関の数、主な送出国、ブローカーの実態等)

ウ) 海外就労分野での他ドナーの支援状況・支援実績海外就労分野での他ドナーの支援状況・支援実績

³ 3章2.(4)に記載する公開資料等

② パキスタンからの海外就労者の実態分析

ア) 一般的な海外就労の実態

- (a) 基本属性の傾向（年齢、性別、学歴（高校進学率、専攻分野）、語学レベル、出身地等）
- (b) 職業経験・スキルの主な傾向（現在または直近の職業、業種・職業歴、保有する資格等）
- (c) 送先先の国別のイメージと期待感
- (d) 海外就労に対する動機（経済的理由、家族支援など）、キャリアパスの傾向（動機、希望する職種・業種、就労希望期間、海外就労後のキャリアビジョン）
- (e) 海外就労に係る主な情報源

イ) 日本でのパキスタン人就労者の実態⁴

- (a) 基本属性の傾向（年齢、性別、学歴（高校進学率、専攻分野）、語学レベル、出身地等）
- (b) 職業経験・スキルの傾向（現在または直近の職業、業種・職業歴、保有する資格等）、キャリアパスの傾向（動機、希望する職種・業種、就労希望期間、海外就労後のキャリアビジョン）、日本での就労・生活に関連する経済状況（日本での就労のための平均的な個人の支出及び借入額、就労による月収及び送金額）
- (c) 日本での就労を希望する理由及び情報源（認知のきっかけ、イメージや期待感）
- (d) パキスタン国内の日本語教育の実情（日本語教育機関の概要及び日本語能力試験受験者数等）⁵

ウ) パキスタン人の海外就労先としての日本の比較優位・劣位（湾岸諸国以外の主な就労先国の受入概要・比較を含む）

③ パキスタンからの送付体制・制度の実態と課題^{6,7}

ア) パキスタン人が海外就労をする際の一般的な送付フロー（募集・マッチング・訓練・研修）

⁴ 本項目の(a) (b) (c)については、国内再委託を認める。

⁵ 本項目については、現地再委託を認める。

⁶ 調査の目的（第2条（1））、調査の方針（第3条（1））に照らして、パキスタンから日本への送付プロセスにおいて明らかにすべき事項を定義・整理した上で、調査先となる送付関係機関を効率的に調査・特定するための手順や優先順位について調査プロセスをプロポーザルで提案すること。

⁷ 本項目については、現地再委託を認める。

イ) 日本に向けた海外就労の一般的な送出フロー（募集・マッチング・訓練・研修）

(a) 日本への送出を支援もしくは関与している既存のアクター、及び潜在的関心アクターの概要（大学、日本語学校、職業訓練校、ICT 企業や貿易関連企業などを想定）

(b) 日本への送出体制（募集・マッチング・日本語を含む訓練・研修）の課題と送出拡大・適正化に向けた改善ニーズの有無

ウ) 送出における送出機関、仲介業者の概要・実態（徴収する手数料の金額額等）

（２） 日本におけるパキスタン人材の受入に係る現状と課題

① 日本における外国人材の受入に係る政策、制度、近年の動向

② パキスタン人材の日本での受入に係る概況（入国者数、日本語能力試験レベル等）

③ パキスタン人材の既存の受入企業・所在自治体、及び潜在的関心企業・所在自治体の概要^{8,9}

④ パキスタン人就労者の日本での受入体制の実態と課題¹⁰

ア) 既存の受入体制（入国後研修・生活支援・就業環境整備等）

イ) 日本におけるパキスタン人就労者の受入体制の課題と受入拡大・適正化に向けた改善ニーズの有無

⑤ 他国からの外国人材と比較した場合のパキスタン人就労者の競争力（アピールポイント）

（３） 日本での就労を経験したパキスタン人材の還流に係る現状と課題

① 日本で就労したパキスタン人材の帰国後の主な意向・キャリアパス¹¹

② 日本側の受入企業・自治体等による、パキスタン人就労者の帰国後支援¹²

③ 日本からの帰国・還流後のパキスタン国内での再統合・人材活用に向けた現状と課題¹³

（４） パキスタン人材の日本への送出・日本での受入モデルの構築にかかる検討

① パキスタン人材の優位性の分析（他国人材との比較を含む）

⁸ 調査先となる受入関係機関について、脚注 6 と同様にプロポーザルで提案すること。

⁹ 本項目については、国内再委託を認める。

¹⁰ 本項目については、国内再委託を認める。

¹¹ 本項目については、国内再委託を認める。

¹² 本項目については、国内再委託を認める。

¹³ 本項目については、現地再委託を認める。

- ② パキスタン人就労者の日本への送出・日本での受入に係る課題（送出・受入が限定的である原因の分析を含む）
- ③ 日本の外国人材受入ニーズにマッチし、パキスタンの産業振興・産業開発促進にも貢献し得るパキスタン人就労者の送出・外国人材の活用（就労先地域・自治体・企業、職種（産業）等）モデル及び検討
- ④ 上記③を実現するための支援策の提案（他の日本国内の関連機関や自治体との連携による協力も含む）

第5条 報告書等

調査業務は各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポート（和文・英文）とする。

（１） インセプションレポート（製本不要）

記載事項：調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団員の構成と各団員の担当作業及び作業期間

提出期間：2025 年 10 月中旬

形式：和文（PDF 形式、Microsoft Word 形式（和文・英文それぞれ））

（２） ドラフト・ファイナルレポート（製本不要）

記載事項：2 月下旬時点での調査結果の全体成果等。レポートの冒頭に要約をまとめ記載する。

提出期間：2026 年 2 月中旬

形式：和文・英文（PDF 形式、Microsoft Word 形式（和文・英文それぞれ））、

（３） ファイナルレポート（電子媒体）

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA コメントを修正のうえ、最終化・提出する。また、レポート冒頭に要約をまとめて記載する。

提出期間：成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

形式・部数：和文・英文（CD-R 4 部（和英各 2 部）及び PDF 形式、Microsoft Word 形式（和文・英文それぞれ））

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）または国内法人への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	現地人材ニーズ調査（現地再委託）	● パキスタンにおける送出関係機関・団体等に関する調査（送出機関、語学学校、職業訓練センター、職業斡旋業者等）（該当箇所：第2章第4条（1）②イ（d）、③） ● パキスタンにおける海外就労者の一般的な渡航フロー、帰国後の就労状況等（該当箇所：第2章第4条（1）③、（3）③）	2	定額計上
2	国内受入自治体・団体ニーズ調査（国内再委託）	● 本邦における自治体・監理団体・受入企業等に係る関心発掘調査（該当箇所：第2章第4条（2）③④） ● 日本でのパキスタン人就労者のニーズ・スキル要件及び関心受入団体の人材ニーズに係る調査（該当箇所：第2章第4条（1）②イ）、（3）①②）	2	

第7条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1.	調査先となる日本向け送出関連機関（送出機関、教育機関、日本語教育機関等）の調査・特定方法	第4条（1）③
2.	調査先となるパキスタン人材を既に受け入れている、または関心のある受入関連機関・団体（企業、自治体、管理団体等）の調査・特定方法	第4条（2）③

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：海外就労者送出制度支援、外国人材受入体制構築支援、産業人材育成、職業訓練

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

➤ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025 年 10 月に業務を開始し、第 2 章第 5 条に記載の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 10.03 月

業務従事者構成の検討に当たっては、海外就労者受入・送出や受入国・送出国のマーケット調査の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 延べ 11 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）再委託

以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認めます。

① 現地再委託

- パキスタンにおける送出関係機関・団体等に関する調査（送出機関、語学学校、職業訓練センター、職業斡旋業者等）（該当箇所：第 2 章第 4 条（1）、②イ）(d)、③）
- パキスタンにおける海外就労者の一般的な渡航フロー、帰国後の就労状況等（該当箇所：第 2 章第 4 条（1）③、（3）③）

② 国内再委託

- 本邦における自治体・監理団体・受入企業等に係る関心発掘調査（該当箇所：第 2 章第 4 条（2）③④）
- 日本でのパキスタン人就労者のニーズ・スキル要件及び関心受入団体の人材ニーズに係る調査（該当箇所：第 2 章第 4 条（1）②イ）、（3）①②）

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料：

なし

2) 公開資料

JICA 報告書（パキスタン産業関連）

- パキスタン・イスラム共和国 本邦 ICT 企業とのビジネス マッチングを通じた ICT 産業振興 にかかる情報収集・確認調査（2021 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/007/007/007_117_12366837.html
- パキスタン・イスラム共和国 自動車産業振興に係る情報収集・確認調査（2021 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/637/637/637_117_12366811.html
- JICA 報告書（外国人材受入支援関連）
- ウズベキスタン国 日本での就業機会を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査報告書（2022 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/213/213/213_158_12369898.html
- ネパール国 日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/600/600/600_116_12364691.html
- 2030/40 年の外国人との共生社会の実現に向けた調査研究—外国人労働者需給予測更新版—（2024 年）
https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/booksandreports/1547579_21881.html
- 2030/40 年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書（2022 年）
https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/booksandreports/20220331_01.html
- 茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査報告書（2023 年）
https://www.jica.go.jp/domestic/tsukuba/information/topics/2023/_icsFiles/afieldfile/2024/02/08/20240208_01.pdf
- 中部 4 県における外国人材の現状・課題等に関する調査最終報告書（2021 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_12335451.html
- 九州における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書（2020 年）
https://www.jica.go.jp/Resource/kyushu/enterprise/survey/ku57pq00000m0rgy-att/report_2019_01.pdf
- 熊本県における外国人材労働者の労働及び労働生活の実態に関する調査（2023 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/213/213/213_000_12382016.html
- 北海道における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書（2020 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_12355814.html
- 沖縄における外国人材と多文化共生の現状・課題等に関する調査報告書（2021 年）
<https://www.jica.go.jp/Resource/okinawa/topics/2021/ku57pq00000mi1o4-att/ku57pq00000mi1ow.pdf>

- 全世界 外国人介護人材受入に関する情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2023 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_000_1000049727.html

厚生労働省報告書

- 技能実習制度適正化に向けた調査研究事業 報告書（2024 年）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001267079.pdf>
- 海外における外国人介護人材の獲得力強化に関する検討委員会報告書（2024 年）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001267079.pdf>

国際機関報告書

- OECD (2024), International Migration Outlook 2024, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/50b0353e-en>
- ILO.(2023)." Decent Work Country Programme for Pakistan (2023-27) (DWCP IV)" <https://www.ilo.org/publications/decent-work-country-programme-pakistan-2023%E2%80%9327-dwcp-iv>
- ILO.(2020)."Female labor migration from Pakistan: A situation analysis" <https://www.ilo.org/publications/female-labour-migration-pakistan-situation-analysis>
- MIGNEX.(2022)." Migration-relevant policies in Pakistan" <https://www.mignex.org/pak>
- ICMPD.(2020)." National Emigration and Welfare Policy for Overseas Pakistanis" <https://www.budapestprocess.org/documents/policy-briefing-national-emigration-and-welfare-policy-for-overseas-pakistanis-processes-challenges-and-responses-for-action/>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無（※本調査における関連機関やその他訪問先との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）を含め、渡航国・地域で使用する言語は基本的には英語が想定されますが、一部ウルドゥー語となる場合があ

		ります。)
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- 2) パキスタンへの渡航については、JICA による事前の渡航承認が必要であるため、渡航の 1 か月前を目途に渡航日程案をパキスタン事務所へ提出する必要があることに留意してください。また、新規渡航者はパキスタン事務所から安全管理に関するオンラインブリーフィングを受講する必要があるほか、外務省海外安全情報レベル 3 以上の地域もしくは JICA 安全対策措置上の安全管理部長承認地域に渡航する場合には、JICA が提供するセルフディフェンス研修（実技）を受講頂く必要があることについて、留意してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。該当地域の調査を提案する場合は、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料 2：報

酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照して計上してください。

（２）契約期間の分割について

第１章「１.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（３）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

50,472,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（４）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

本案件は定額計上があります（8,932,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	第2章 第3条（5）安全対策	1,932,000 円	防弾車備上費	一般業務費（車両関連費）
2	再委託費（国内・現地）	第2章第6条再委託	7,000,000 円	現地再委託費、国内再委託費	再委託費

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を

加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（８）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（９）外貨交換レートについて

- １） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（１０）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（１１）その他留意事項

カラチ市内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 21,100 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

尚、外務省海外安全情報レベル 3 以上の地域での調査は想定していないため、戦争特約保険の計上は想定していません。

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙
プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)